

型式の区分

電気魚焼き器

要素	区分
(A) 定格電圧	(1) 125V以下のもの
	(2) 125Vを超えるもの
(B) 定格消費電力（電気湯沸器であって、電極式のものを以外のものの場合に限る。）	(1) 1kW以下のもの
	(2) 1kWを超えるもの
(C) 定格消費電力（電気酒かん器であって、電極式のものを以外のものの場合に限る。）	(1) 500W以下のもの
	(2) 500Wを超えるもの
(D) 定格消費電力（電気消毒器であって、電極式のものを以外のものの場合に限る。）	(1) 100W以下のもの
	(2) 100Wを超え1kW以下のもの
	(3) 1kWを超えるもの
(E) 保温材	(1) あるもの
	(2) ないもの
(F) 電源スイッチ（機器本体に取り付けられ、操作することによって機器の主機能の動作が可能となるスイッチのことをいい、自動スイッチ及び自動温度調節器を除く。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(G) 発熱部の形態	(1) 充電部が露出した発熱線を有するもの
	(2) シーズ式のもの
	(3) スペース式のもの
	(4) ドータイト式のもの
	(5) 石英管式のもの
	(6) 被覆式のもの
	(7) ランプ式のもの
	(8) 半導体利用のもの
	(9) 電極式のもの
	(10) その他のもの
(H) 電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの
	(2) 接続器利用のもの
(I) 電線巻取機構	(1) あるもの
	(2) ないもの
(J) 附属電動機	(1) あるもの
	(2) ないもの
(K) 温度過昇防止装置	(1) あるもの
	(2) ないもの
(L) 容器と本体との分離（電気がま、電気なべ、電気湯沸器、電気コーヒー沸器、電気蒸し器及び電気ジャーの場合に限る。）	(1) できるもの
	(2) できないもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に 印を付して下さい。

型式の区分

電気魚焼き器

要素	区分
(M) 電気コーヒー沸器の種類	(1) ドリップ式のもの
	(2) エスプレッソ式のもの
	(3) その他のもの
(N) 二重絶縁	(1) 施してあるもの
	(2) 施していないもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に 印を付して下さい。

JET81042-2/2-(end)